

令和4年第7回教育委員会定例会次第

開催日時 令和4年7月14日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議 題

- (1) 令和4年度教育に関する事務の点検及び評価報告書（案）について
- (2) 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について
- (3) 令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について
- (4) 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について

2 報 告

- (1) 令和4年第4回市議会定例会について

議題1 令和4年度教育に関する事務の点検及び評価報告書（案）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するもの。

議題 2 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について

令和4年6月7日付け4尾教第738号で愛知県教育委員会尾張教育事務所長から依頼のあったことについて、別紙（案）のとおり、教科用図書採択地区の見直しを希望しないこととし、回答する。



(別 紙)

教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認調査票

(尾張東部 採択地区)

春日井市教育委員会

☒ ア 教科用図書採択地区の見直しを希望しない

☐ イ 教科用図書採択地区の見直しを希望する

- (注) ・ ア、イいずれかに○を付すこと。
・ イを選択した場合は、下欄にその理由、現時点での見直し案を記すこと。

(理由等)

--

〔連絡先〕

市町村 春日井市
所 属 教育委員会 学校教育課
担当者 近藤 千文
TEL (0 5 6 8) 3 3 - 1 1 1 4

(別記1)

1 令和3年度の教科用図書採択地区適正規模化検討の実施状況

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議（以下「会議」という。）において、市町村教育委員会から採択地区の見直し希望がなかった場合には、休会とすることが合意され、教育委員会会議で報告された。

このことを踏まえ、昨年6月に各市町村教育委員会に意向確認を行った。結果として採択地区の見直しに至らなかったため、平成20年度の合意に基づき休会とし、令和4年度の教科用図書の採択については現行の採択地区の規模を維持することとした。

2 今後の対応

採択地区の見直しを行う場合、見直し後のいずれの採択地区においても教科用図書の調査研究（調査方法・体制等）が十分可能であり、その質が低下しないこと、法定の採択期限内（8月末）に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要であるので、このことが担保されるという条件の下で協議・調整を図る必要がある。

このため、市町村教育委員会からの採択地区見直しの要望の提出を受け、採択地区内の全ての市町村教育委員会の合意が得られれば、会議での検討を踏まえ、採択地区の見直しを実施することとする。

手 続 順 序	実施時期
① 市町村教育委員会が採択地区の見直し要望を提出 (採択地区の見直し希望がなかった場合は、以下の手続は行わない)	7～8月
② 見直し要望を提出した市町村の属する採択地区構成市町村教育委員会等で協議・調整の上、見直し素案を作成し県へ提示	9～10月
③ 県が採択地区協議会等からヒアリング（関係市町村教育委員会の意思確認及び調査・採択協議等の実務上の支障の存否確認）	10～11月
④ 教科用図書採択地区適正規模化検討会議	12月
⑤ 県教育委員会は見直しが妥当と判断した場合、見直し案を作成	1月
⑥ 法に基づき関係市町村教育委員会に対し意見聴取（法12条2項）	1月
⑦ 告示（県公報登載）（法12条3項）	2月
⑧ 文部科学省へ報告（法12条3項）	2月

注：表中の「法」は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」をいう。

(別記2)

採択地区適正規模化に当たり留意すべき事項

1 共同採択制度の趣旨

教科用図書の共同採択制度については、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」により、その方法が規定されており、公立小中学校の教科用図書の採択権限は市町村教育委員会にあるが、採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択することが義務付けられている。

当該制度は、教科用図書の無償措置の実施に際し、法制度化されたものであり、教科用図書の調査研究の便宜の促進や、児童生徒の地域内での転入学の不便の解消、教科書供給の円滑実施などをねらいとして、自然的、経済的、文化的条件を考慮してその地域内で同一の教科用図書を使用することが適当と考えられる地域を県教育委員会が採択地区として設定しているものである。

この制度の下で、教科用図書の研究・協議のための組織として採択地区協議会を設置し、各市町村から委員、研究員が参加して調査・協議を行っている。

2 採択地区適正規模化の要請

採択地区の適正規模化については、文部科学省から採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めるよう通知がなされており、また、国の各種審議会等においても言及されているが、その骨子は概ね次のとおりである。

- (1) 採択地区の設定は、自治事務であり、地方分権の趣旨を踏まえ、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定によりの確に反映されるべきであること。
- (2) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更にあたっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握する必要があること。
- (3) それぞれの地域において最も適した教科書は何かという観点に立って、教科書内容の綿密な調査研究を行い、これに基づき採択権者がより一層の自覚と責任をもって採択に当たるべきこと。

3 採択地区見直しの希望があった場合の県教育委員会の考え方

- (1) 市町村教育委員会から現行の採択地区を見直すよう希望があった場合は、見直し後の採択地区において適切な採択事務の実施が確保できるかどうかの問題であり、現行の採択地区協議会構成市町村教育委員会において、事前に十分検討する必要がある。

採択地区の変更に伴い、たとえば単独採択することとなる当該市町村教育委員会と、その市町村教育委員会を除いた採択地区内に残る市町村教育委員会とがいずれも教科用図書の調査研究（調査方法・体制等）が十分可能でありその質が低下しないこと、法定の採択期限内（8月末）に公正・円滑に採択事務を終えることが最も重要である。

これらの観点で問題がないと判断できれば、その意向を尊重して採択地区の変更を行うのが適当と考えている。

- (2) 現行の採択地区をさらに細分化した場合、一般的に次のような問題点の生じる可能性のあることが挙げられている。

- ① 採択地区を越えた合同調査を行うなどの措置をとらない場合、教科書研究員の人材確保が困難となり、調査研究事務に支障が生じるおそれがあること。
- ② 教職員の異動により異なる教科書を使用する負担、児童生徒の転入に伴う無償教科用図書事務の煩雑化など学校運営等に支障が生じるおそれがあること。
- ③ 教科書発行者の過大な宣伝行為誘発により採択公正が妨げられるおそれがあること。
- ④ 経営基盤の強固でない教科書発行者が撤退し、寡占化により多様な教科書の出現が妨げられるおそれがあること。

4 今後の予定

平成20年度の愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議（以下「会議」という。）において、平成21年度以降各市町村教育委員会への意向調査において採択地区の見直しの希望がなかった場合には、休会とすることについて合意を得ている。このため、令和4年度についても、見直しの希望がなかった場合は、休会とする。

見直しの希望があった場合は、採択地区協議会構成市町村教育委員会で協議・調整の上、見直し素案を作成し、県教育委員会に提出する。その後、県教育委員会は、採択地区協議会構成市町村教育委員会の意思及び調査研究・採択協議等の実務上の支障の存否等を確認し、会議を開催し検討を行う。

会議での検討結果を踏まえ、県教育委員会は「採択地区見直し案」を作成し、必要な手続を行い、適正規模化を図る。

議題3 令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について

令和5年度に使用する小中学校の教科用図書を採択するもの。

愛知県令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から8の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、5の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和5年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

6 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和5年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

8 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

令和5年度使用小学校教科用図書

種 目	発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号					
	番号	略称		1年	2年	3年	4年	5年	6年
国 語	38	光 村	国語 一～六	107 108	207 208	307 308	407 408	507	607
書 写	17	教 出	小学 書写 一ねん～六年	103	203	303	403	503	603
社 会	2	東 書	新しい社会 3～6	—	—	301	401	501 502	601 602
地 図	46	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3～6年	—	—	302			
算 数	61	啓林館	わくわく 算数 1～6	108	208 209	308 309	408 409	508	608
理 科	2	東 書	新しい理科 3～6	—	—	301	401	501	601
生 活	2	東 書	あたらしい せいかつ 上 新しい生活 下	101・102		—	—	—	—
音 楽	17	教 出	音楽のおくりもの 1～6	101	201	301	401	501	601
図画工作	116	日 文	図画工作 1・2上下、3・4上下、5・6上下	103・104		303・304		503・504	
家 庭	2	東 書	新しい家庭 5・6	—	—	—	—	501	
保 健	4	大日本	たのしい保健 3・4年、5・6年	—	—	302		502	
外 国 語	2	東 書	NEW HORIZON Elementary 5、6 NEW HORIZON Elementary Picture Dictionary	—	—	—	—	501	601 502
道 徳	38	光 村	道徳 1～6 きみがいちばんひかるとき	105	205	305	405	505	605

令和5年度 小学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-121	こくご ☆	1～6
			C-122	こくご ☆☆	
			C-123	こくご ☆☆☆	
算 数	17	教 出	C-121	さんすう☆	1～6
			C-122	さんすう☆☆(1)	
			C-123	さんすう☆☆(2)	
			C-124	さんすう☆☆☆	
音 楽	2	東 書	C-121	おんがく☆	1～6
			C-122	おんがく☆☆	
			C-123	おんがく☆☆☆	

令和5年度使用中学校教科用図書

種 目		発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号		
		番号	略称		1 年	2 年	3 年
国 語		38	光 村	国語 1、2、3	704	804	904
書 写		17	教 出	中学書写	703		
社会	地理	2	東 書	新しい社会 地理	701		—
	歴史	2	東 書	新しい社会 歴史	705		
	公民	2	東 書	新しい社会 公民	—		901
地 図		46	帝 国	中学校社会科地図	702		
数 学		61	啓林館	未来へひろがる数学 1、2、3	705	805	905
理 科		2	東 書	新しい科学 1、2、3	701	801	901
音楽	一般	27	教 芸	中学生の音楽 1、2・3上、2・3下	702	803・804	
	器楽合奏	17	教 出	中学器楽 音楽のおくりもの	751		
美 術		38	光 村	美術 1、2・3	702	802	
保健体育		4	大日本	中学校保健体育	702		
技術・ 家庭	技術	2	東 書	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology	701		
	家庭	2	東 書	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	701		
英 語		2	東 書	NEW HORIZON English Course 1,2,3	701	801	901
道 徳		17	教 出	中学道徳 1、2、3 とびだそう未来へ	702	802	902

令和5年度 中学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-721	国語 ☆☆☆☆	1～3
	2	東 書	C-722	国語 ☆☆☆☆☆	1～3
数 学	17	教 出	C-721	数学 ☆☆☆☆	1～3
	17	教 出	C-722	数学 ☆☆☆☆☆	1～3
音 楽	2	東 書	C-721	音楽 ☆☆☆☆	1～3
	2	東 書	C-722	音楽 ☆☆☆☆☆	1～3

議題4 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について

春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）について、春日井市立中学校標準服認定要領に基づき、令和4年7月4日までの申請について、その製造認定を願うもの。

春日井市立中学校標準服（ブレザー）製造申請（7月認定分）

No.	申請日	申請者	申請アイテム	販売開始時期	申請区分
1	令和4年7月4日	瀧本株式会社 古屋支店	I型ブレザー、II型ブレザー	令和4年12月1日～	新規

報告 1 令和4年第4回市議会定例会について

令和4年第4回市議会定例会について

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨																														
1 不登校児童生徒への多様な教育機会の確保について	(1) 不登校児童生徒の現状について、市全体と登校支援室設置校の増減比較、登校支援室の利用生徒数、利用生徒の様子、利用した場合の出欠席の扱いについて、また、登校支援室設置に対する市教委の評価について問う。	(1) 不登校者人数等は次のとおり 市全体 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>本市全体</th><th>前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 2</td><td>555</td><td>+ 42</td></tr> <tr> <td>R 3</td><td>690</td><td>+135 (24%増)</td></tr> </tbody> </table> 登校支援室設置校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>設置校</th><th>前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 2</td><td>66 (3校)</td><td>- 12</td></tr> <tr> <td>R 3</td><td>159 (6校)</td><td>+ 5 (3%増)</td></tr> </tbody> </table> 登校支援室の利用生徒数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>設置校</th><th>利用数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 2</td><td>3</td><td>28</td></tr> <tr> <td>R 3</td><td>6</td><td>89</td></tr> <tr> <td>R 4 (5月末)</td><td>15</td><td>140</td></tr> </tbody> </table> 利用生徒の様子は、支援員、担当教員、他の利用生徒とコミュニケーションをとりながら楽しく過ごしたり、静かに勉強に励んだり様々。利用した生徒については、出席扱いとしている。 市教委としては、本市全体の不登校者数が過去最高を更新する中で、登校支援室設置校では、①不登校者数の減少傾向、若しくは、増加していても全体より低い増加率に留まっていること、②利用生徒の出席数に改善傾向がみられること、③利用生徒やその保護者から、登校支援室がなければ学校に行けていなかった等の声が寄せられていることなどから、登校支援室の設置は一定の効果があったと考えている。	年度	本市全体	前年度比	R 2	555	+ 42	R 3	690	+135 (24%増)	年度	設置校	前年度比	R 2	66 (3校)	- 12	R 3	159 (6校)	+ 5 (3%増)	年度	設置校	利用数	R 2	3	28	R 3	6	89	R 4 (5月末)	15	140
年度	本市全体	前年度比																														
R 2	555	+ 42																														
R 3	690	+135 (24%増)																														
年度	設置校	前年度比																														
R 2	66 (3校)	- 12																														
R 3	159 (6校)	+ 5 (3%増)																														
年度	設置校	利用数																														
R 2	3	28																														
R 3	6	89																														
R 4 (5月末)	15	140																														

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(2) 不登校者への、オンライン授業実施など、1人1台端末を活用した支援の現状、及びそのような支援を利用した場合の出欠席の扱いについて問う。	(2) 不登校者への、1人1台端末を活用した支援については、オンラインビデオ会議システムを活用した双方向授業、授業の様子をライブ配信、データやソフトウェアがネットワーク経由で提供されるクラウドサービスを活用した課題の配信・提出・評価、さらには、リアルタイムでメッセージを送信できるチャットを活用したコミュニケーションなど、不登校者の状況や保護者の要望・協力などを踏まえて、様々な支援を実施している。 これらの支援を利用した場合の出席扱いについては、文部科学省の通知（「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の取扱いについて」）に基づき学校長が判断しているが、令和3年度に出席扱いとした児童生徒はいない。
	(3) フリースクールとの連携・支援について、最新のフリースクール利用者数と、その中で出席扱いした人数について問う。 また、フリースクールや放課後デイサービス等の民間施設との連携をさらに深めるための方策及び事業者若しくは利用者への経済支援について問う。	(3) 令和2年度の利用者は、小中あわせて33人。そのうち11人は、学習状況や利用時間などから出席扱いとしている。 フリースクールや放課後デイサービス等の民間施設は、学校の補完的な施設ではなく、社会的に自立する素養を身に付ける場所として捉えており、連携をさらに深め、協働していく必要があると考えている。 そのための方策として、出席扱いできる民間施設での活動内容について意見交換を進め、民間施設との連携を深めながら、現在、学校長が行っている出席扱いにする判断を、市全体で統一的にできるよう、本市の方針を作成していきたいと考えている。 民間施設事業者への経済支援については、現時点では考えていないが、利用者への経済支援も含め、先進自治体の状況を調査研究していく。
2 就学援助について	(1) 国が調査している子どもの貧困率は、最新の2019年度結果は14%であり、本市の就学援助受給率と比較して差がある。これは、真に経済的支援が必要な家庭に、支	(1) 本市の平成27年度～令和3年度における就学援助受給率は、9.4%～10.7%であり、国が調査している子どもの貧困率を下回っている。一方、平成28年度に県が実施した「愛知子ども調査」による子どもの貧困率は5.9%となっており、本市の就学援助受給率は、これを上回っている。数字からは、経済的支援が

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	援が届いていないと危惧しているが、所見について問う。 また、どのように周知するのかを問う。	必要な家庭に支援が行き届いているかどうかを判断するのは困難だが、引き続き制度周知の徹底を図り、必要な方が利用できるよう努めていく。 本市では、制度周知のチラシの全員配付、ホームページでの案内、子育ての支援制度案内の冊子への掲載のほか、給食費や学校徴収金の支払いが困難な方への個別案内など、様々な機会を捉えて周知に努めている。今後は、チラシの記載内容をよりわかりやすく工夫し、いつでも手に取れるよう、各学校や各公共施設に設置していく。
	(2) 就学援助の準保護認定基準を引き上げる考えはないかについて問う。 また、春日井市の子どものための貧困状況調査の実施についての考えを問う。	(2) 就学援助の認定基準として、世帯所得が生活保護基準の 1.2 倍までの世帯を準要保護認定している。 準保護認定基準の引き上げについては、最近の子どもの貧困問題、物価高などの社会状況の変化を踏まえ、他市の状況を注視しながら調査・研究していく。 子どもの貧困率は、所得金額を基準に算定されているが、各家庭それぞれの事情によりこの基準に該当しても貧困と感じていない家庭もあり、それぞれの状況も様々であることから、現時点では、市独自の調査を実施する考えはない。
	(3) 国が示す就学援助支給項目の中で、本市が対象としていないクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、眼鏡代等を支給対象とすることについて問う。 また、部活動にいくらお金がかかるのかなど調査すれば、支給対象費目拡大の必要性が見えると思うが、考えを問う。	(3) 就学援助費目の支給対象の拡大については、例えば、国が部活動の地域移行とそれに伴う必要な費用を受益者負担とする方向性を示しているように、児童生徒を取り巻く環境に変化が生じていることから、社会情勢や他市の状況を注視しながら調査・研究していく。 部活動については、現在、取り巻く環境が大きく変化しようとしているなか、本市においても、今後の在り方を検討しており、まずは、クラブ活動費についての調査・研究を進めていきたいと考えている。